

かつらぎ町特別定額給付金事業(新生児分)

【事業目的・概要】

子育て世代の生活支援として、国の特別定額給付金の対象とならない、令和2年4月28日～8月18日までに生まれた新生児を対象とした特別定額給付金を、その母親に対して支給する。
(新生児1人当たり10万円)

総事業費	事業費内訳	
2,302,304円	特別定額給付金(23人)	2,300,000円
	郵送料	2,304円